

17. 補助事業の調査

17－1. 実地調査（立ち入り調査）

センターは、補助金交付業務の適正な運営を図るために、補助金受給後の申請者に対し、充電設備の設置場所、申請者の事務所などへ設置された充電設備の使用および管理状況並びに会計帳簿等の収支に関する証拠書類の保管状況を立ち入り調査します。

申請者は、センターから調査実施の要請があった場合はこれに協力しなければなりません。

調査対象となる書類

- ・センターへ補助金交付申請をした書類一式（補助金公募兼交付申請書類、実績報告書類）
- ・センターが発行した公的書類一式

17－2. 充電設備の稼働状況調査（調査票）

センターは、本事業の有効利用を評価するために、補助金受給後の申請者に対し、充電設備の稼働状況、利用頻度、運用等に関し、書面などで調査を実施します。

申請者は、センターが必要な範囲内においてデータ等の提供を要請した場合は、これに協力しなければなりません。

なお、調査はセンターから申請者へメールにて展開し、申請者はメールに添付されている調査票へ入力後、ご返信いただく場合もあります。